

点検設備の点検及び整備に係る統一解釈

改正対象

鋼船規則 C 編
鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び CS 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

SOLAS 条約 II-1 章第 3-6 規則で要求されているばら積貨物船及び油タンカーの点検設備とその技術規定に対し, IMO では点検設備の配置や「点検設備に関する手引書」に関する詳細要件を統一解釈として取り纏めた IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1572/Rev.1 を策定しており, 本会は同統一解釈を既に本会規則に取り入れている。

一方で, 定期検査時に固定点検設備が崩落した事故を受け, 点検設備に関する実態調査が行われた結果, 固定点検設備に著しい損傷, 腐食及び変形が生じていた事例が確認された。

上記調査結果から, 点検設備の点検頻度及び記録に関する MSC.1/Circ.1572/Rev.1 の改正案が 2024 年 1 月に行われた第 10 回船舶設計・建造小委員会 (SDC10) に提出され, 当該改正案は合意された。本改正案は 2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会 (MSC108) にて MSC.1/Circ.1572/Rev.2 として承認された。

今般, MSC.1/Circ.1572/Rev.2 に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

MSC108 にて承認された MSC.1/Circ.1572/Rev.2 に基づき, 船員又は当該船舶の管理会社の責任ある人間による点検設備の点検及び整備に関する事項を改める。

施行及び適用

制定日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DX24-07

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>14 章 艤装</p> <p>14.16 点検設備</p> <p>14.16.3 油タンカー及びばら積貨物船の貨物エリア内の点検設備</p> <p>14.16.3.6 点検設備に関する手引書* (-1.及び-2.は省略)</p> <p><u>-3. 前-2.(1)(c)に規定される定期的な点検及び保守については、次の指示を含めなければならない。</u></p> <p>(1) 船員及び当該船舶の管理会社の責任ある人間による点検設備の点検を少なくとも毎年行い、点検設備に関する手引書の第 II 部に記録すること。加えて、固定点検設備が設置されている区画の検査の際には、先立って固定点検設備の状態を確認する点検を行い、区画ごとに記録すること。</p> <p>(2) 権限を付与された人間であって点検設備を使用するものは、点検員の役割を引き受け、点検設備の使用前に明らかな損傷の有無を確認すること。点検員は、精密検査に使用される部分の点検設備について、その使用中に状態を検証し、設備の老朽化に注意すること。損傷又は老朽化が発見された場合、それらの損傷又は老朽化が当該点検設備を引き続き使用する</p>	<p>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>14 章 艤装</p> <p>14.16 点検設備</p> <p>14.16.3 油タンカー及びばら積貨物船の貨物エリア内の点検設備</p> <p>14.16.3.6 点検設備に関する手引書 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. (新規)</p>	<p>MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS II-1/3-6 2.3 に対する統一解釈</p> <p>C 編 1 編 14.16.3.6-2.に取り入れられている MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS II-1/3-6 4.1 に対する統一解釈において、船員等による定期的な点検及び整備に関して SOLAS II-1/3-6 2.3 に対する統一解釈が参照されていることから、C 編 1 編 14.16.3.6-3.として加える</p>

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ための安全性に影響を及ぼすか否かを塗装の損傷及び衰耗も含めて評価すること。安全使用に影響を及ぼすと考えられる老朽化については、その範囲を決定し、効果的な修理が完了する前に当該部分がこれ以上使用されることがないよう手段を講じること。</p> <p>安全使用に影響を及ぼすと考えられる損傷又は老朽化は点検設備に関する手引書の第 II 部に記録すること。</p> <p>(3) 点検設備を備えるいかなる区画の定期的検査も、当該区画内の点検設備が引き続き有効であることの検証を含むこと。通常、点検設備の検査は、依頼されている検査の範囲を超えるものではない。点検設備の欠陥が発見された時には、適当と考えられる場合、検査範囲を拡大すること。</p> <p>(4) 全ての点検の記録は、船舶の船安全管理システムに詳述される要件に基づき作成すること。当該記録は、点検設備を使用する人間がいつでも使用できるようにし、その写しを手引書に添付すること。点検される点検設備の一部に関する最新の記録は、少なくとも、点検日、点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細及び実施された修理を含めなければならない。使用を許容する際に作成された資料は、検証のために維持すること。また、固定点検設備の点検の記録は、検査に先立ち検査員が確認できるようにすること。</p> <p>-4. (省略)</p> <p>-5. (省略)</p>		
	<p>-3. (省略)</p> <p>-4. (省略)</p>	改正に伴い番号を改める

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
この改正は附則 A による		

JRA

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査	
B1 通則	B1 通則	
B1.1 検査	B1.1 検査	
B1.1.3 船級維持検査の時期 (-1.及び-2.は省略) -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、 次による。 ((1)から(26)は省略) <u>(27) 点検設備に関する手引書</u> <u>規則 C 編 1 編 14.16.3.6 又は規則 CS 編 26.2.6 に規定される、点検設備に関する手引書の要件は 2025 年 1 月 1 日以降最初の点検に適用される。</u>	B1.1.3 船級維持検査の時期 (-1.及び-2.は省略) -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、 次による。 ((1)から(26)は省略) <u>(27) (新規)</u>	検査に関する規定を加える
この改正は附則 B による		

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>C14 艤装</p> <p>C14.16 点検設備</p> <p>C14.16.3 油タンカー及びばら積貨物船の貨物エリア内の点検設備</p> <p>C14.16.3.6 点検設備に関する手引書</p> <p>規則C 編 14.16.3.6-3.の規定に関わらず、毎年点検することが適当でないと判断される点検設備（油タンカーの貨物タンクに設置される点検設備等）にあっては、入渠毎等適当な間隔で点検することができる。</p> <p>付録 C3 点検設備に関する手引書作成例</p> <p>1 編 安全な交通のための手引書</p> <p>5 安全指示</p> <p>5.2 点検設備の点検及び整備に関する指示</p> <p>5.2.1 檢査が行われることになっている区画内の可搬式設備及びその取付け物を含む点検設備が引き続き有効であることの検証は、定期的検査の一部である。区画の通気、清掃及</p>	<p>鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>C14 艤装</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>付録 C3 点検設備に関する手引書作成例</p> <p>1 編 安全な交通のための手引書</p> <p>5 安全指示</p> <p>5.2 点検設備の点検及び整備に関する指示</p> <p>5.2.1 檢査が行われることになっている区画内の可搬式設備及びその取付け物を含む点検設備が引き続き有効であることの検証は、定期的検査の一部である。区画の通気、清掃及</p>	<p>IACS Rec.90</p> <p>改正された MSC.1/Circ. 1572/Rev.2 の SOLAS II-1/3-6 2.3 に対する統一解釈の取り入れ</p>

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>び採光が行われた後、検査に先立ち、当該船舶の乗務員及び／又は権限を付与された人間により、点検設備の点検が行われるべきである。</p> <p>5.2.2 点検設備の定期的な点検は、定期的な点検及び整備の一部として、当該区画内の腐食環境を考慮して決められた間隔で、当該船舶の乗務員及び／又は権限を付与された人間により<u>少なくとも毎年</u>行われるべきである。</p> <p>5.2.3 権限を付与された人間であって点検設備を使用するものは、点検員の役割を引き受け、点検設備の使用前に明らかな損傷の有無を確認すべきである。点検員は、精密検査に使用される部分の点検設備について、その使用中に状態を検証し、設備の老朽化に注意すべきである。損傷又は老朽化が発見された場合、それらの損傷又は老朽化が当該点検設備を引き続き使用するための安全性に影響を及ぼすか否かを<u>塗装の損傷及び耗耗も含めて評価すべきである</u>。安全使用に影響を及ぼすと考えられる老朽化については、その範囲を決定し、効果的な修理が完了する前に当該部分がこれ以上使用されることがないよう手段を講じるべきである。<u>安全使用に影響を及ぼすと考えられる損傷又は老朽化は手引書の2編に記録するべきである。</u></p> <p>5.2.4 点検設備を備えるいかなる区画の定期的検査も、当該区画内の点検設備が引き続き有効であることの検証を含むべきである。通常、点検設備の検査は、依頼されている検査の範囲を超えるものではない。点検設備の欠陥が発見された時には、適当と考えられる場合、検査範囲は拡大されるべきである。</p> <p>5.2.5 全ての点検の記録は、船舶の船安全管理システムに詳述される要件に基づき作成されるべきである。当該記録は、点検設備を使用する人間がいつでも使用できるようにすべきで、その写しが手引書に添付されるべきである。点検される点検設備の一部に関する最新の記録は、少なくとも、点検日、</p>	<p>び採光が行われた後、検査に先立ち、当該船舶の乗務員及び／又は権限を付与された人間により、点検設備の点検が行われるべきである。</p> <p>5.2.2 点検設備の定期的な点検は、定期的な点検及び整備の一部として、当該区画内の腐食環境を考慮して決められた間隔で、当該船舶の乗務員及び／又は権限を付与された人間により行われるべきである。</p> <p>5.2.3 権限を付与された人間であって点検設備を使用するものは、点検員の役割を引き受け、点検設備の使用前に明らかな損傷の有無を確認すべきである。点検員は、精密検査に使用される部分の点検設備について、その使用中に状態を検証し、設備の老朽化に注意すべきである。損傷又は老朽化が発見された場合、それらの損傷又は老朽化が当該点検設備を引き続き使用するための安全性に影響を及ぼすか否かを評価すべきである。安全使用に影響を及ぼすと考えられる老朽化については、その範囲を決定し、効果的な修理が完了する前に当該部分がこれ以上使用されることがないよう手段を講じるべきである。</p> <p>5.2.4 点検設備を備えるいかなる区画の定期的検査も、当該区画内の点検設備が引き続き有効であることの検証を含むべきである。通常、点検設備の検査は、依頼されている検査の範囲を超えるものではない。点検設備の欠陥が発見された時には、適当と考えられる場合、検査範囲は拡大されるべきである。</p> <p>5.2.5 全ての点検の記録は、船舶の船安全管理システムに詳述される要件に基づき作成されるべきである。当該記録は、点検設備を使用する人間がいつでも使用できるようにすべきで、その写しが手引書に添付されるべきである。点検される点検設備の一部に関する最新の記録は、少なくとも、点検日、</p>	

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細及び実施された修理を含むべきである。使用を許容する際に作成された資料は、検証のために維持されるべきである。<u>また、固定点検設備の点検の記録は、検査に先立ち検査員が確認できるようにするべきである。</u></p> <p>(5.2.6 及び 5.2.7 は省略)</p> <p style="text-align: center;">2 編 点検設備に関する記録</p> <p>7 点検及び整備の記録</p> <p>(適宜用意すること。)</p> <p>注記：点検された点検設備の部分に関する記録には、少なくとも、点検日、点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細及び実施された修理が含まれるべきである。</p>	<p>点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細を含むべきである。使用を許容する際に作成された資料は、検証のために維持されるべきである。</p> <p>(5.2.6 及び 5.2.7 は省略)</p> <p style="text-align: center;">2 編 点検設備に関する記録</p> <p>7 点検及び整備の記録</p> <p>(適宜用意すること。)</p> <p>注記：点検された点検設備の部分に関する記録には、少なくとも、点検日、点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細が含まれるべきである。</p>	<p>上記の鋼船規則検査要領 C 編 1 編付録 C3 5.2.5 改正に合わせ、手引書の指示を改める</p>
この改正は附則 A による		

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS26 点検設備</p> <p>CS26.2 油タンカーに対する特別要件</p> <p>CS26.2.6 点検設備に関する手引書</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. <u>前-1.(1)(c)に規定される定期的な点検及び保守については、次の指示を含めること。</u></p> <p>(1) 船員及び当該船舶の管理会社の責任ある人間による点検設備の点検を少なくとも毎年行い、点検設備に関する手引書の第 II 部に記録すること。加えて、固定点検設備が設置されている区画の検査の際には、先立って固定点検設備の状態を確認する点検を行い、区画ごとに記録すること。</p> <p>(2) 権限を付与された人間であって点検設備を使用するものは、点検員の役割を引き受け、点検設備の使用前に明らかな損傷の有無を確認すること。点検員は、精密検査に使用される部分の点検設備について、その使用中に状態を検証し、設備の老朽化に注意すること。損傷又は老朽化が発見された場合、それらの損傷又は老朽化が当該点検設備を引き続き使用するための安全性に影響を及ぼすか否かを塗装の損傷及び耗も含めて評価すること。安全使用に影響を及ぼすと考えられる老朽化については、その範囲を決定し、効果的な修理が完了する前に当該部分がこれ</p>	<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS26 点検設備</p> <p>CS26.2 油タンカーに対する特別要件</p> <p>CS26.2.6 点検設備に関する手引書</p> <p>-1. (省略)</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS II-1/3-6 2.3 に対する統一解釈</p> <p>検査要領 CS 編 CS26.2.6-1.に取入れられている MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS II-1/3-6 4.1 に対する統一解釈において、船員等による定期的な点検及び整備に関して SOLAS II-1/3-6 2.3 に対する統一解釈が参考されていることから、検査要領 CS 編 CS26.2.6-2.として加える</p>

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
<p>以上使用されることがないよう手段を講じること。 安全使用に影響を及ぼすと考えられる損傷又は老朽化は手引書の2編に記録するべきである。</p> <p>(3) 点検設備を備えるいかなる区画の定期的検査も、当該区画内の点検設備が引き続き有効であることの検証を含むこと。通常、点検設備の検査は、依頼されている検査の範囲を超えるものではない。点検設備の欠陥が発見された時には、適当と考えられる場合、検査範囲を拡大すること。</p> <p>(4) 全ての点検の記録は、船舶の船安全管理システムに詳述される要件に基づき作成すること。当該記録は、点検設備を使用する人間がいつでも使用できるようにし、その写しを手引書に添付すること。点検される点検設備の一部に関する最新の記録は、少なくとも、点検日、点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細及び実施された修理を含めなければならない。使用を許容する際に作成された資料は、検証のために維持すること。また、固定点検設備の点検の記録は、検査に先立ち検査員が確認できるようにすること。</p> <p>-3. 前-2.(1)の規定に関わらず、毎年点検することが適当でないと判断される点検設備（油タンカーの貨物タンクに設置される点検設備等）にあっては、入渠毎等適当な間隔で点検することができる。</p> <p>-4. (省略) -5. (省略)</p>	<p>(新規)</p> <p>-2. (省略) -3. (省略)</p>	改正に伴い番号を改める
この改正は附則 B による		

「点検設備の点検及び整備に係る統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
附 則A		
<p>1. この改正は、[制定日]（以下、「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2. 施行日前に行われる点検については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 全面改正された鋼船規則検査要領C編（2022年7月1日達第46号）前の鋼船規則検査要領C編（以下、検査要領旧C編）が適用される船舶は、この規則の施行日以降、次に示す規定にこの規則を適用する。</p> <p>検査要領 旧C編 C35.2.6 検査要領 旧C編 付録C3 1編 5.2</p>		

附 則B

1. この改正は、[制定日]（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。